

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所(認定経営革新等支援機関)

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

インボイス制度の導入について

消費税10%への引き上げにともなって、令和5年10月1日よりインボイス制度が導入されることになりました。インボイス制度とは、仕入税額控除(課税仕入に関する消費税を控除すること)を受けるための新たな制度です。導入後については、消費税を納める義務のある法人や個人事業主はもちろんのこと、免税事業者についても影響があるケースも想定されます。

◇インボイス制度(適格請求書保存方式)とは?

「インボイス」とは適用税率や税額等の記載を義務付けた請求書(適格請求書)のことで、「インボイス制度」とは記載義務を満した請求書によって消費税を計算し納付する、という制度を言います。

◇適格請求書発行事業者登録制度

「仕入税額控除」を受けるための要件は、インボイス制度導入により請求書、領収証等の記載方式が「適格請求書等保存方式」へと変更されることになり、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出した適格請求書発行事業者からの仕入れに限られます。

免税事業者に対しては、決算報告時に制度の内容説明と、登録の有無についての確認随時を行っています。
課税事業者に対しては、決算報告時に制度の内容説明と届出を随時作成しています。

雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和3年11月末までとしているところですが、**来年3月**まで延長となる見込みです。また、現在の助成内容は令和3年12月末まで継続する予定とのことです。

※令和3年10月19日 厚生労働省発表より